

## 平成23年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 5-4-1 側溝清掃事業

### 【予算反映等改善事項】

側溝清掃については、本市の下水道整備等排水対策事業の遅れから、各家庭や事業所からの生活排水の放流先として市道側溝又は公共用水路に繋いでおり、それが起因としての汚泥や自然土砂の堆積などによる水路機能の低下を防ぐため、必要な事業であると認識しております。

現在までのところ、一般廃棄物の収集作業における作業人員を活用して、収集品目の少ない曜日に、週1回6人～10人程度の人員で清掃事業を実施しておりました。本年度からは、側溝・水路の距離や幅、水量等を事前調査したうえで、通常の収集業務が終わった後に、清掃可能な場所については作業するなど清掃依頼受理から処理完了までの日数削減を図り、効率的な事業実施に努めて参りました。

平成25年度以降、一般廃棄物の収集運搬の民間委託を段階的に進め、収集運搬にかかる職員数を減らし、民間委託することによって余剰となった人員を側溝清掃専任にして業務可能日数を拡大するため、まずは平成25年度からびん・ガラス類の収集運搬業務を民間委託するよう検討、準備を進めて参りました。しかしながら検討の結果、委託することによって環境衛生センターの労務関係全般にかかる経費が増大する懸念があることから、小松島市行政改革「集中改革プラン」に位置づけられた経費削減効果が得られないため、びん・ガラス類収集運搬の民間委託については平成26年度以降に順延することにしております。

平成25年度については、側溝清掃業務に定年退職後の職員を短時間勤務の非常勤職員として任用し、業務に必要な人数を確保したうえで作業効率を図っていきたいと考えております。

また、市議会からも意見をいただいておりますとおり、排水経路の調査等をするうえで、本来、道路側溝及び公共用水路を管理する主管課において業務を一元化し、側溝清掃業務の産業廃棄物処理業者への民間委託も検討する必要があると考えております。